

2020年4月30日

会 員 各 位

(一社) 日本計量機器工業連合会

新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業支援策について

常々、本会の事業活動にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、政府による新型コロナウイルス感染症拡大に伴う企業経営への支援策（製造業に関わりの深いもの）をまとめました。（2020年4月27日現在）

支援策は、次の1～5について整理しています。

なお、支援内容は実施時期が決まっているものを含め、変更されることがありますのでご活用の際は、個別に確認をお願いいたします。

【目次】

1. 資金繰り支援（貸付・保証）（1～3頁）

信用保証協会、日本政策金融公庫、商工中金、DBJ・商工中金、各地方自治（東京都）、中小企業基盤整備機構、商工会議所、中小企業再生支援協議会の各施策内容

2. 給付金による支援（4頁）

中堅企業、中小企業、小規模事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に給付

3. 助成金による支援（5～6頁）

①雇用調整助成金、②有給休暇取得支援助成金。 内閣府より、③ベビーシッター派遣事業補助増額 支援

4. 補助事業支援（7～9頁）

①ものづくり・商業・サービス補助。②持続化補助、③IT導入補助、④テレワーク補助など

5. 税金・社会保険料・光熱費等の支払猶予支援等（10頁）

国税の納税猶予、地方税の納税猶予、固定資産税の軽減など

1. 資金繰り支援（貸付・保証）

No	発信元	制 度	金 額	内 容
①	信用保証協会 参照： 中小企業庁 HP	▼セーフティネット保証制度 4号（100%保証） 5号（80%保証） ※5号は指定業種あり	別枠で最大 2.8 億	年同月からの売上減少（20%以上、5号指定業種は5%以上）や仕入価格の高騰（20%以上）について
		▼信用保証付融資における保証料・利子減免（民間金融機関）	最大 0.3 億円	前年同月からの売上減少 5%以上（保証料 1/2） 前年同月からの売上減少 15%以上（保証料ゼロ＋金利ゼロ） 共に据置 5 年以内 一定の要件で利息引き下げ＋保証料ゼロ（当初 3 年間）
		▼危機関連保証（100%保証）	更なる別枠で 2.8 億円 上段と合わせて最大 5.6 億円の信用保証枠	前年同月からの売上減少（15%以上）
②	日本政策金融公庫 参照： 日本政策金融公庫 HP	▼経営環境変化対応資金	国民事業 最大 48 百万円 中小事業 最大 7.2 億円	社会的な要因などにより（一時的な売上の減少等の悪化を来しており）企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金に対応 ※今後、売上減少等の影響が見込まれる事業者も対象 参照： 日本政策金融公庫 HP
		▼無利子・無担保融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付	国民事業 最大 0.6 億円 中小事業 最大 3 億円	前年又は前々年からの売上減少（5%以上） 設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（共に据置 5 年以内） 一定の要件で利息引き下げ＋利子補給制度の併用で当初 3 年実質無利子 補給上限は中小事業 1 億円、国民事業 0.3 億円 参照： 日本政策金融公庫 HP

No	発信元	制度	金額	内容
②	日本政策金融公庫 参照： 日本政策金融公庫 HP	▼新型コロナウイルスマル経融資	最大 0.1 億円 当初 3 年間、利率 1.2% から 0.9%引き下げ	前年又は前々年からの売上減少（5%以上） ※一定要件のもと利子補給あり 参照： 日本政策金融公庫 HP
		▼衛生環境激変特別貸付	国民事業（旅館業最大 3 千万円、飲食店営業及び喫茶店営業 1 千万円）	感染症の発生による一時的な業況悪化へ対応前年又は前々年同期からの 10%以上の売上減少 参照： 日本政策金融公庫 HP
		▼海外展開・事業再編資金	国民事業 最大 72 百万円 中小事業 最大 14.4 億円	経済構造変化に対応するための海外展開、事業再編（移転・廃止を含む）や海外事業の業況悪化への対応資金 参照： 日本政策金融公庫 HP
③	商工中金 参照： 商工中金 HP	▼新型コロナウイルス感染症特別貸付	（中小企業向け） 最大 3 億円	前年又は前々年からの売上減少（5%以上） 設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（共に据置 5 年以内） 一定の要件で利息引き下げ+利子補給制度の併用で当初 3 年実質無利子 利子補給上限は 1 億円
		▼新型コロナウイルス感染症特別貸付 （中堅企業向け） 限度の定めなし		新型コロナウイルス感染症の影響により直近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比 5 %以上減少した場合の設備・運転資金
④	DBJ・商工中金 参照： 経済産業省 HP	▼危機対応融資 危機対応制度に定める範囲		前年又は前々年同月からの売上減少（5%以上） 設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（共に据置 5 年以内） ※利子補給なし

No	発信元	制 度	金 額	内 容
⑤	地方自治体（東京都の例） 参照： 東京都 HP	▼新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 最大 2.8 億円（組合は 4.8 億円） その他既存融資制度の要件緩和、金融機関へのあっせん事業あり ※同様の制度の有無は各自治体に確認ください。		中小企業者等特別相談窓口設置／専門家派遣あり／最近 3 か月間の売上実績又は今後 3 か月間の売上見込が R 元年 12 月以前の同期比較 5%以上減少している場合の設備・運転資金
⑥	中小企業基盤整備機構 参照： 経済産業省 HP	▼小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 最大 0.2 億円（ただし納付掛金総額の 7～9 割の範囲内）	最大 0.2 億円（ただし納付掛金総額の 7～9 割の範囲内）	前年又は前々年同月からの売上減少（5%以上） 小規模企業共済の貸付資格を有する契約者が対象 無利子／4 年（貸付 500 万円以下）6 年（貸付 505 万円以上）据置 1 年含む ※4/7 時点で契約者貸付がある場合は延滞利子の免除、掛け金の納付期限の延長や減額あり
⑦	商工会議所 参照： 日本商工会議所	▼新型コロナウイルス対策融資「利子補給制度」等		各地商工会議所が取り組む地域を元気づける新型コロナウイルス感染症対策事業
⑧	中小企業再生支援協議会 参照： 中小企業庁 HP	▼特例リスケジュール支援		中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めたリスケジュール計画策定支援

2. 給付金による支援

持続化給付金

【給付対象者】中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

持続化給付金

に関するお知らせ

経済産業省

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

■ **売上減少分の計算方法**
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）
※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口
0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

よくあるお問合せ

前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただけます。

申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。
電子申請の場合、申請後、**2週間程度で給付**することを想定しています。
※申請者の銀行口座に振り込み

申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。
（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

法人の方

①**法人番号**、②**2019年の確定申告書類の控え**、
③**減収月の事業収入額を示した帳簿等**

個人事業主の方

①**本人確認書類**、②**2019年の確定申告書類の控え**、
③**減収月の事業収入額を示した帳簿等**

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
※今後、変更・追加の可能性がります。

申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口**を順次設置します。 ※申請にあたり、GピズIDを取得する必要はありません。

3. 助成金による支援

①雇用調整助成金（特例措置／厚生労働省 HP）

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象

助成内容と受給できる金額	大企業（助成率）	中小企業（助成率）
1) 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者 1 人あたり 8,330 円が上限です。 (2) 教育訓練を実施したときの加算（額）（1 人 1 日当たり）1,200 円	1/2	2/3
※2020 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの「緊急対応期間」については雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含め、助成率の引き上げが行われます。また、教育訓練を実施した場合の加算額を中小 2400 円、大企業 1800 円へ上げます。	2/3 解雇等を行わない場合 3/4	4/5 解雇等を行わない場合 9/10
休業・教育訓練の場合、その初日から 1 年の間に最大 100 日分、3 年の間に最大 150 日分（+下記「緊急対応期間」分）受給できます。出向の場合は最長 1 年の出向期間中受給できます。		

（経済上の理由例）

- ▼取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ▼国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ▼風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

②有給休暇取得支援助成金（厚生労働省 HP）

下記の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して助成金が支給されます

助成内容と受給できる金額	大企業・中小企業
新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子 ※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ※対象労働者1人あたり8,330円が上限です。	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
※適用日：令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇。	

③ベビーシッター派遣事業補助増額（内閣府 HP）

内閣府の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における「ベビーシッター派遣事業」につき、割引券は、1日（回）対象児童1人につき1枚、1家庭につき1か月当たり24枚（最大5万2800円）まで使用できるものとされているところ、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業が行われること等を踏まえた特例措置として、対象者に関しては、当分の間、1日（回）対象児童1人につき5枚使用できることとし、かつ、1家庭につき1か月当たり120枚まで（最大26万4000円まで）拡大使用できるようになります。また、割引券の使用は通常1年間に280枚までとされているところ、上記の場合においては、280枚を超えて使用できることとすること。

4. 補助事業支援

①ものづくり・商業・サービス補助（[経済産業省 HP](#)）

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者 等

【補助上限】 原則 1,000 万円

【補助率】 中小 1/2 小規模 2/3

【想定される活用例】

▼部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う

▼感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する

▼中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※サプライチェーンの毀損等一定の用途に対応する「特別枠」に該当する場合は中小企業の補助率を 2/3 へ引上げ

②持続化補助（[経済産業省 HP](#)）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

【対象】 小規模事業者 等

【補助額】 ～50 万円

【補助率】 2/3

【想定される活用例】

▼小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る

▼旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※サプライチェーンの毀損等一定の用途に対応する「特別枠」に該当する場合は 100 万円に引上げ

[申し込みリンク先](#)

③IT 導入補助（[経済産業省 HP](#)）

事業継続性確保の観点から、IT ツール導入による業務効率化等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者 等

【補助額】 30～450 万円

【補助率】 1/2

【想定される活用例】

▼在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※サプライチェーンの毀損等一定の用途に対応する「特別枠」に該当する場合は補助率を 2/3 へ引上げ

[申し込みリンク先](#)

④テレワーク関連補助

■厚生労働省（[厚生労働省 HP](#)）

【対象】 中小企業・小規模事業者 等

【補助額】 ～100 万円

【補助率】 1/2

【想定される活用例】 ▼テレワーク用通信機器の導入、就業規則・労使協定等の策定・変更

■東京しごと財団（[東京しごと財団 HP](#)）

【対象】 都が実施する 2020TDM 推進 PJ に参加している中小企業・小規模事業者

【補助額】 ～250 万円

【補助率】 10/10

【想定される活用例】 ▼機器等の購入費、業務委託料、クラウドサービス等ツール利用料ほか

■総務省（[総務省令和 2 年度 テレワークマネージャー相談事業 HP](#)）

テレワークに適したシステム（在宅勤務などを行うための ICT 機器、システム）や情報セキュリティ、勤怠労務管理、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談。

⑤その他（[経済産業省 HP](#)）

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業
- ・ JAPAN ブランド育成支援等事業
- ・ 非対面・遠隔の海外展開支援事業（越境 EC）
- ・ 下請取引配慮要請
- ・ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請
- ・ 官公需における配慮要請
- ・ 下請Gメンによる実態把握
- ・ 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業
- ・ 感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業

5. 税金・社会保険料・光熱費等の支払猶予支援等

- ①国税の納税猶予（参照：[財務省 HP](#)）
- ②地方税の納税猶予（参照：[経済産業省 HP](#)）
- ③固定資産税等の軽減（参照：[経済産業省 HP](#)）
- ④欠損金の繰戻しによる還付の特例（参照：[財務省 HP](#)）
- ⑤税務申告・納付期限の延長（参照：[国税庁 HP](#)）
- ⑥厚生年金保険料等の猶予制度（参照：[経済産業省 HP](#)）
- ⑦電気・ガス料金の支払い期日の猶予（参照：[経済産業省 HP](#)）

個別の制度詳細につきましては担当省庁や企業・団体の WEB サイトをご確認頂き、個別にお問い合わせください。
なお、各制度は実施時期が決まっているものもあり、状況は時々刻々と変動しています。
※最新情報は HP を確認してください。

参照先：[経済産業省パンフレット](#)